

支給対象者について

○ 所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額（万円）	収入額の目安（万円）
0人	622	833.3
1人	660	875.6
2人	698	917.8
3人	736	960
4人	774	1002
5人	812	1040

「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。

(注)

1. 所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）又は老人扶養親族がある者についての限度額（所得額ベース）は上記の額に当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。
2. 扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額。

※ 入院等やむを得ない事由により児童手当の認定請求をせず、令和3年9月分の児童手当の対象となる児童分の支給が受けられない方についても、支給対象になり得るので、担当までご相談ください。

【対象児童について】

- 以下のお子さんを対象児童とします。
 - ・平成15年4月2日から平成18年4月1日の間に生まれた児童（高校生）で主たる生計維持者の所得が児童手当支給対象となる金額と同等未満となっているお子さん
 - ・令和3年9月以降令和4年3月31日までに生まれた児童（新生児）で主たる生計維持者の所得が児童手当支給対象となる金額と同等未満となっているお子さん
- 児童養護施設等へ入所中のお子さんについては、児童養護施設等に別途支給することとなります。

【支給額について】

- 支給額は、対象児童1人当たり100,000円です。

【申請について】

- 高校生は申請が原則必要になります。
児童手当が所属庁から支給されている公務員についても申請が必要です。

【支給先について】

- 監護する児童が死亡したことにより、令和3年9月分の児童手当の支給を受けない方で、児童手当の支給に当たって指定していた口座を解約等しており、給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合に限り、「支給先口座届出書」に必要事項を記載の上、子育て世帯等臨時特別支援事業の支給先口座の届出をしてください。
- 届出受付開始日及び届出期限は次のとおりです。
届出受付開始日 順次受付
届出期限 : 令和4年2月28日必着

【郵送届出方式・窓口届出方式の申請方法】

- 記載要領を参考に、届出書に必要事項を記載して、郵送又は甲良町の窓口へ提出してください。

【甲良町からの問合せについて】

- 申請内容に不明な点があった場合、甲良町から問合せを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込みを求めることは、絶対にありません。
もし、不審な電話がかかってきた場合は、すぐに甲良町の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。

【その他】

- 子育て世帯等臨時特別支援事業の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが判明した場合や、偽りその他不正の手段により子育て世帯等臨時特別支援事業の支給を受けた場合は、支給した子育て世帯等臨時特別支援事業の返還を求めます。
- 子育て世帯等臨時特別支援事業の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはいけません。